

道修町三丁目町会所「諸事書上帳」第二冊の一

野 高 宏 之

筆者はこれまで大阪府立中之島図書館が所蔵する道修町三丁目文書のうち「諸事書上帳」の第一冊を翻刻した。その後、「諸事書上帳」は道修町三丁目の町代が作成記録した可能性が高いことから、関連する史料として大阪市立中央図書館が所蔵する『町代控書』を翻刻紹介した。そこで今回からは再び「諸事書上帳」に戻り、その第二冊目を翻刻していく。

「諸事書上帳」は連続して作成されたものではない。第一冊は明和二（一七六五）年から三年の記録であり、第二冊は安永五（一七七六）年から始まる。この間の出来事として、道修町三丁目の町年寄が交代した事と、家

質奥印改会所の改廃と川浚冥加金が公役として設定されたことは、あらかじめ触れておいた方がよいと思われる。大坂の町年寄の交替については幸田成友の考えが現在でも通説となっている。それを幸田の『江戸と大阪』（第二 市制）から紹介する。

町年寄の任命は最終的には惣年寄がおこなう。その候補者は町内に家屋敷を所有する町人が選挙によって定めらる。町人一人が二名の候補者を記名することもあるが通常は一名である。投票の結果、上位三名を候補者とし月行司が所属する組の惣会所に報告する。その書類には本人の氏名・住所・生年・職業・財産・町内居住年数な

どが記され、候補者の誰を町年寄に命じられても苦情を
 いわないとの文言を入れ、町人連印で惣会所に提出する。
 惣会所は近隣四町の町年寄にも候補者の一覧を提出させ
 る。その後、惣会所で惣年寄が候補者の面接をおこなう。
 これを人見柄という。その後、惣年寄が候補者から一名
 を選び町奉行に報告し、町年寄が決定する。任命された
 町年寄は惣会所にあてて誓書を出し、町奉行所に御目見
 えの出頭をしたり、天満の与力町屋敷に挨拶にまわる。
 以上が概説書の説明である。それでは安永四年、道修
 町三丁目の場合、どのような手順で町年寄が決定され
 たのかをみてみよう。

道修町三丁目の町年寄はながらく紙屋吉右衛門家の当
 主が勤めてきた。紙屋一族は正保四（一六四七）年、道
 修町三丁目に屋敷を購入した。寛文十一（一六七一）年
 の宗旨巻から紙屋吉兵衛が道修町三丁目町人であるこ
 とが確認できる。吉兵衛の孫にあたる伊兵衛が貞享三
 （一六八六）年に改名し吉右衛門を名乗った。元禄十六
 （一七〇三）年十一月、紙屋吉右衛門が道修町三丁目の

町年寄となった。これ以後、紙屋家が幕末まで町年寄と
 勤めることになる。紙屋の本業は両替商であるが、質屋
 も兼業し、複数の蔵屋敷の名代や蔵元を務めている。

安永四年十月に紙屋吉右衛門が死亡し、翌十一月に婿
 養子の次右衛門が町年寄を命じられた。この間の経緯が
 道修町三丁目文書に残されている。典拠史料は安永四
 年の「家持借屋人別判形帳」（道修町三丁目文書一〇二）、
 「御年寄替り留一件」（同二〇四）「年寄交代一件」（同
 二九二―二二一）である。

十月十二日、紙屋吉右衛門は病を発症し十七日に死亡
 した。吉右衛門の妻寿香の指示で町内の基本台帳である
 水帳と宗旨巻を月行司に預けることとなり、紙屋源八
 （道修町三丁目の住人。親族の代表と思われる）が立ち
 会い、月行司の鳥飼屋忠兵衛に渡した。これと前後し、
 松本常安の提案で町会所屋敷で町人が寄合をもった。町
 年寄の跡役（後任）につき意見の調整を図るためである。
 急な寄合のため出席者は町人の半数ほどであったが、全
 員が紙屋次右衛門を推した。町内の意向はこの日の夜、

紙屋宅で月行司から松本常安に伝えられた。あわせて十月の惣会所月番惣年寄が伊勢村新右衛門であることが確認されている。

ちなみに松本常安は「諸事書上帳」第一冊所収明和三年九月二十日の記事から、道修町一〜五丁目および古手町から構成される宗旨組合町組の町年寄と思われる人物である。

翌日の十八日、北組惣年寄中宛の紙屋吉右衛門の死亡届と、町内では大坂町奉行所で吟味中の案件や訴訟審理中の案件があることを記した一札が月行司から伊勢村に届けられた。また月番である西町奉行所には薬種吟味の件および預け銀出入の件で町年寄の死亡届を提出した。「掛り安井新十郎」が受理したと記録されている。当時安井は地方役であった。この日の八つ時（午後二時から四時頃）、千日墓所で葬儀が行われた。

十九日には北組惣年寄伊勢村が道修町三丁目の隣町四町（道修町二丁目・四丁目、平野町三丁目、本天満町）の町年寄を惣会所に集め、道修町三丁目の町年寄の候補

者を三名ずつ書き出し、二十二日迄に提出するよう指示した。

二十日夜、道修町三丁目の町人中・家守中が町会所で寄り合い、町年寄候補者三名の人選をおこなった。まず紙屋次右衛門と大和屋伊兵衛の二名を決め、残る一名は亀屋小左衛門・正月屋仁左衛門両名から選ぶことが確認された。この日病気のため自宅にいた正月屋に町代嘉助が伝え、異存のないことを確認した。正月屋からは仁左衛門の名代として利兵衛が町会所が来て、亀屋と籤取りをした結果、残る一名の候補者は亀屋に決定した。

二十二日、道修町三丁目町人から北組惣年寄宛ての二通の文書を月行司が月番惣年寄伊勢村宅に持参した。伊勢村は不在のため、二通を手代に預けている。一通は道修町三丁目の町人（家守）が選んだ候補者三名の名前・職業・略歴である。この時候補者となったのは次の三名である。

①両替商売 紙屋次右衛門 三十歳

当町に七代居住。当年から家督相続

②葉種商売 大和屋伊兵衛 三十六歳

当町に四代居住。六年以前家督相続

③江戸飛脚商売 亀屋小左衛門 四十四歳

当町に四代居住。十四年以前家督相続

三名の候補者をあげた後、この三名は町中相談のうえ決めたこと、惣年寄が三名のうち誰を指名しても町中は苦情を申し立てないことを記している。

もう一通は、別紙に示した三名のうち道修町三丁目の町人は紙屋次右衛門が町年寄に任命されることを希望する内容である。

この日、町代が惣会所に呼ばれた。物書村田善治から紙屋次右衛門が町人であるか町内に家屋敷を所持しているかをただされた。居宅の名義は吉右衛門のままで、名前替えはしていないと答えたところ、惣年寄川崎屋次右衛門立会のうえ、伊勢村から、それでは町人の資格がないので、早急に名前の切り替えをすませよう指示をうけた。また、明後日に候補者の下見分をおこなうことが伝えられた。

次に、書類の署名者（町人）から、葉種吟味筋で取調をうけ他参留の指示をうけている二名を除外すること、この二名とあわせて預け銀出入の者の名前を書面にして提出するよう指示をうけた。

名前切り替えの指示は町代から月行司鳥飼屋を経由して紙屋源八（紙屋家親族代表か）に伝えられた。この日の夜、紙屋家は居宅のみ（紙屋吉右衛門名義の屋敷は居宅のほか掛屋敷がある）先に名前の切替を済ますことを決めた。

二十三日に紙屋家から五人組（大和屋伊兵衛・小西半兵衛・小西仁右衛門）に名前切替の件を通達し、五人組の了解を得た。これをうけ、月行司鳥飼屋が町会所に出向き、水帳には張紙、宗旨巻には協書で名前替えを済ませ、東町奉行所に水帳絵図張紙願と宗旨巻協書願を提出した。前者は同心の取次により許可され、後者は宗旨役与力浅羽象右衛門に聞き届けられた。なお、宗旨巻協書によると紙屋が所属する五人組の頭は大和屋伊兵衛であった。

同日、町代が伊勢村に二通の書類を持参した。一通は内海茂右衛門（町惣代）宛の水帳張紙願である。もう一通は菓種吟味筋につき御預け他参留の者および預け銀出入につき訴状請居候者の書付である。こちらの宛先は惣年寄中である。この書付の内容をみると、当時、道修町三丁目には他参留六名、家内改のうえ家内諸色共御預けの者六名、本人計御預三名、預銀出入の関係者として原告一名、被告一名がいたことがわかる。

二十四日に下見分があった。月行司二名と町年寄候補者三名が町会所に集まり、惣会所からの呼び出しを受けて出向いた（平野町三丁目にある北組惣会所は道修町三丁目の南隣である）。その前に町代嘉助が寿香から依頼を受けた。その内容は、次右衛門は養子であり町年寄役の格式を一切知らないので候補者から除外してほしい。これは次右衛門も同じ考えである、というものである。嘉助はこのことを鳥飼屋に伝えた。

惣会所では物書村田善治の案内で大広間に通された。下見分（人見柄）は惣年寄川崎屋・伊勢村と永瀬の子息

七十郎がおこなった。候補者三名の名前・商売・年来・代数について町内が作成した書類と引き合わせて確認された。ついで三名が町年寄役を引き受けることに異論のないこと、紙屋次右衛門と帳切切替（名前替）を済ませたことが確認された。月行司は町内の入札の結果を報告した。紙屋は三十枚ばかり、大和屋は二十四枚ばかり、亀屋は十七枚ばかりであった。ついで三名は、出店などがあり年に半年くらい他国へ出向くことはないことが確認された。最後に、町人のうち菓種吟味中他参留の者は捺印せず名前の下に理由を記した下ケ札（付箋）をするよう惣年寄から指示を受け、村田から案紙（書類の見本）を借りて書類を書きなおした。

十一月十九日、町人全員が惣会所に呼ばれた。惣年寄から紙屋次右衛門を後任の町年寄とする決定が伝えられ、町内の請証文の提出を指示された。物書村田が証文の内容を呼び上げ、町人一同がそれに捺印した。

紙屋吉右衛門の忌明けが十二月六日であることを確認したうえ、忌明けにそのことを月番惣年寄に知らせるこ

と、十二月十五日には町奉行所に御礼物をさし上げるこ
とが惣年寄から指示された。一同が町会所に戻ると、あ
らためて町人が紙屋次右衛門に挨拶をした。この結果は
町代嘉助によって近隣四町の町年寄に報告された。

翌二十日、月行司が町奉行に宛てて、後任の町年寄を
紙屋次右衛門とすること、忌中につき町内から町奉行所
に出向かないことを文書で届けた。この届は西町奉行所
地方役与力安井新十郎に提出した。

十二月六日、紙屋は今日忌が明け、明日から町年寄と
して出勤すること、名を吉右衛門と改めることを記した
月行司から惣年寄中宛ての届書を月番惣年寄川崎屋宅に
持参した。川崎屋は不在であったので惣会所に届けた。

八日、紙屋吉右衛門と町中が新しい町年寄を確認する
酒宴を設けた。献立は御盃の他、鯛・取肴・吸物・小付
めし・菓子椀であった。この費用は料理代銀九十三匁三
分、酒六升代七百四十八文と米二升（代一匁四分）で
あった。

十五日は御礼のため東町奉行所に出向いた。六つ時前

から東下宿糺屋源兵衛で待機した。案内町惣代武林与市
の案内で町奉行所玄関から通された。同日付けで関係者
への御礼銀・祝儀銀が用意された。この経費は町内が負
担した。一役につき銀二十一匁五分である。道修町三丁
目は無役を除き四十役一步なので銀八百六十二匁一分五
厘となる。

翌日、月行司から東町奉行所に二通の願書が提出され
た。次右衛門から吉右衛門に改名につき水帳絵図への張
紙願と宗旨巻への脇書願である。前者は地方役与力牧野
郷左衛門が、後者は宗旨役与力磯矢与一兵衛が受理した。
二十二日、新町年寄御振舞のため近隣の町年寄を中芝
居で接待した。この日の諸経費は銀三百五十七匁七分で
あった。

閏十二月三日、惣会所において惣年寄立会のもと、紙
屋は年寄勤方定法御受書に署名捺印した。

以上の経緯から以下のことが確認できる。

①個別町の町年寄の人選にあたっては、惣年寄は近隣の
個別町の町役人の意見も参考にする。

②町年寄役交代の事案で惣年寄を補佐する惣会所の職員は、町惣代ではなく物書である。

③町人と町役人（月行司）、町内と町奉行所・惣会所の間にはいつて連絡役を務めるのは町代である。

④道修町三丁目では町年寄を決めるにあたって入札はしていない。しかし、惣年寄には入札の結果を報告している。このことから入札（選挙）は建前であったことがわかる。また惣年寄に報告された票数から、形式上の入札は町人一人一票ではなく複数の候補者に投票する形式であった。

⑤道修町三丁目を選んだ候補者は、次のような基準で選ばれた。

A 代々町年寄を出している家の者

B 道修町の主要な職業である菓種中買仲間の者

C 菓種中買仲間以外の職業の者（正月屋は大工職、亀屋は飛脚屋）

この内、紙屋と菓種中買から一名出すことは事前に決まっていたようである。残る一名は籤で決めている。

⑥建前としての町内の入札は惣年寄の判断材料であって決定ではない。町内の候補者を一本化するための入札なら、惣年寄の下見分のとき一名の候補者を示せばよいはずである

⑦吟味中他参留の者は入札から排除された。このことから一時的に町人身分を喪失したことがわかる。

⑧長期間、他国に出かける者は町年寄の候補から除外された。

⑨町年寄の交代には多額の経費が発生した。ここでは、町内への披露目の宴会費、関係者への礼銀、隣町町年寄を中芝居に招く接待の三つの経費のみ示したが、この合計が銀一貫三百匁余である。総額がこれをこえることは容易に想像できる。

次に、家質奥印改会所の改廃と川浚冥加金の徴収について、幸田成友の『江戸と大阪』によって説明しておく。

大坂の金融のひとつに家質がある。自分名義の家屋敷を担保として融資を受けるものである。その他、幕府か

ら仕事を請け負う場合に保証金のかわりに家質証文の提出が必要であった。明和四（一七六七）年、江戸の町人清右衛門と大坂の町人津国屋長右衛門・紙屋利兵衛の三名が、一年間に冥加金九九五〇両を納めることを条件に金銀貸付証文奥印差配所の設立を申請した。大坂町人はこれに反発し、続々と町奉行所に抗議の訴状を提出した。翌年正月には津国屋・紙屋など関係者数十軒の店を破壊した。大坂で初めての打ち毀しである。幕府は冥加金の一部で川浚を行うことを条件に、家質奥印差配所を設置した。それでも町人の不満は大きく、町奉行所が差配所の停止と冥加金に相当する金額を川浚冥加金という名目で町人から徴収することを提案した。この建議が採用され、安永四年八月、家質奥印差配会所が廃止され、川浚冥加金が公役として徴収されることが決定した。この制度は毎年二月・五月・十月に分割納入すること、この金額から四九〇〇両を川浚の経費にあてるというものである。（川浚冥加金の割り付けについては次回に述べる）

明和四年から安永四年にかけての一連の動きは明和五

年の都市騒擾を頂点とする住民闘争として叙述されることが多い。しかし大坂の町人は近世を通じて公金を負担することへの意識を向上させていった。その一連の流れの中に位置づけることも重要であると筆者は考えている。最後に、安永五年三月にあった金銀貸付口入会所設立願について、『大阪市史 第一』（九六一～九六三頁）によって説明する。なお、本号に翻刻した内容は『大阪市史 第三』所収「補達一四八 三月 金銀貸附加入会所願人有之、差支之有無糺之事」である。

本件は江戸の町人宇右衛門と源兵衛の両名が大坂町奉行所に願い出たものである。近年、大坂から江戸に移出される商品が値上がりしているが、その原因は仕入金に対する前貸金融が不調であることを指摘し、金銀貸借を仲介する会所を設けることで金融の活性化を図るというのが申請の内容である。この申請書には記されていないが、大坂市民には不評であった家質改会所が金銀貸借に際して一定の信用機能をはたしていたこと、その廃止によって不特定多数の金銀貸借における信用が低下し、金融が

滞る状況が生まれたことが推測される。大坂における金融の信用を回復させることを表向き目的として、金銀加入貸付会所が申請されたのである。その内容は、願人の自己資金と希望者からの出資金を合わせて会所運営の金とし、融資における「口入」（仲介・保証）に立つことで金銭貸借を斡旋するというものである。

その仕法書を見ると、

①本会所は大名勝手向および諸国産物仕入前貸から田畑・家質証文・米切手・諸商品伝票・無担保の貸借証文まで、銀一貫目以上の融資を対象とする。

②貸付金は願人の手金（自己資金）同前の元立金（準備金）一万両と、貸付金（一般からの出資金）加入の予約がある一万五千両、合計二万五千両を基金とし、希望する者は随時加入させる。

③借用証文は雛形（様式）に示すように、会所で金額を記入した書面を作成する。これを「口入切手」と名付ける。借用契約の文言を記入した別の書面とつなぎ合わせ、つなぎ目に会所の押切印（割印）を捺す。この

証文を自身で保管するか会所で保管するかは銀主（債権者）が判断する。

④利子は無担保の場合、銀十貫目以上は一貫目につき一カ月金八朱、十貫目以下は一貫目につき一カ月金一分とする。無質の場合は十貫目以上を一カ月一分三朱、十貫目以下を一カ月一分五朱とする。家質証文または書入（証文）の場合は四朱から五朱を標準とするが、貸方・借方双方の話し合いで決めてよい。

⑤証文の返済期限は六カ月とする。ただし双方の希望でどのような契約を結んでもよい。遅延なく利子を支払い債務者が誠実にみえたならば、期限内に借用証文の仕替（再契約）を許可する。また債権者が返済を督促するので債務者が仕替を希望するときは別の融資者に切り替え、債務者に支障が生じないように配慮する。

⑥会所の口入銀（仲介料）は銀十貫目以上は一貫目につき銀十匁、十貫目以下は借入額に応じた口銭（手数料）をとる。

⑦返済が延滞した場合は会所で処理する。万一、内済

(和解)が調わない時は会所が町奉行所に訴える。ただし債権者が直接訴えるのは自由である。

⑧この申請が許可を得たならば、一年目は冥加金として金千両を上納する。二年目からは毎年十二月に五百両を上納する。これとは別に貸付高にに応じて一貫目につき口銭の残高の五分を上納する。たとえば貸付金が五千貫目、この口銭を五十貫目とすると、三十貫目を通常の冥加金、十貫目を貸付高に応じた冥加金として

上納し、残る十貫目を会所の運営費と願人の得分とする。このようにすれば融資者も借り手も貸借にかかる交渉を省略することができ便利が多い。近年、大坂から江戸に積み下す商品が値上がりの傾向にあるのは、すべて仕入金の融資仲介機能の不調が原因である。したがってこの方法が実施され、仕入金の調達が容易になれば、諸商品の取引額が増大し、物価の安定につながるかと予想される。

この件に関する他の史料は未確認であるが、金銀貸付加入会所は認可されなかったようである。

家質奥印改会所にせよ金銀貸付口入会所にせよ、大坂町人からの支持は得られなかった。しかしこのような事業がくり返し計画される背景には、十八世紀後半から大坂が、それまでの流通中心の経済活動から、金融に重点をおいた活動に移行しつつあったことが考えられる。すなわち諸藩の専売制度と結びついた大名貸、寺社の名目銀などが目立つ時期にあたる。さまざまな金融商品を求める社会が現れたのである。

参考文献

- 大阪市役所『大阪市の歴史 第二』 一九一三年
幸田成友『江戸と大坂』 富山房 一九九五年
藤本篤『なにわ人物譜』 清文堂 一九八四年
野高宏之『大阪市のゆかりのある史料』 山本家文書』 (大阪市史編纂所・大阪市史料調査会編『大阪市の歴史 100年』 創元社 二〇〇二年)
中川すがね『大阪両替商の金融と社会』 清文堂 二〇〇三年

凡 例

一、大阪府立中之島図書館が所蔵する道修町三丁目文書、目録番号二七四「諸書上之控」一九冊の第二冊、安永五年「諸用書上帳」のうち、安永五年正月から同三月までの記事を収めた。

一、旧漢字は常用漢字に改めた。ただし、メ(貫)・メ(しめ)・カ(より)・躰(体)はそのまま使用した。
一、かな文字は現行のひらがな・カタカナに改めているが、江(へ)・而(て)・与(と)・者(は)・茂(も)などの助詞は原文のまま使用した。

一、翻刻史料には適宜、読点「、」と並列点「・」を付けた。

一、原文中の追記は翻刻史料では本文中に組み入れた。
一、表紙や貼紙であることを示すための編集上の注記は傍注として(表紙)、(貼紙)のように示した。

一、原文に墨消しなどで抹消された文字には取り消し線「□□」を付けた。

一、判読が困難な文字は□で示し、推定可能な場合は右

側に傍注を付け、()に収めた。

一、筆者が加えた傍注には()を付け、原文と区別した。

一、文意が通じないが原文のままとしたものには傍注として(ママ)、疑念が残る場合は(カ)を付けた。

一、敬意を示す闕字と平出は一字あけとした。

一、原文の字句に付けた「*」は注記を付けたことを示す。注記する字句は【】で示し、一件ごとに末尾に配置した。

【翻刻】

(表紙)

安永五丁申年正月

〔朱書〕

諸用書上帳

一 大坂家質差配所相止メ、三郷^{*}の相納候^{*}冥加金ヲ^{*}以此度
 淀川筋并大坂川々両川口迄を茂大^{*}被仰付候間、右^{*}渡
 受^{*}負望^{*}之者有^{*}之候ハ、来ル十六日四ツ時^{*}の八ツ時^{*}迄
 之内、西御役所江罷出根帳^{*}二付、仕様帳^{*}写取、同廿二
 日五ツ時^{*}入札^{*}可致持参候、尤請負銀之儀者願之品ニよ
 り吟味之上月渡・日渡又者出来方步通^{*}を以も可相渡条、
 其心得ヲ以入札可致候、且又入札ニ書込差込不実之札
 入候もの於有之ハ吟味之上入札可省之候、若同直段^{*}之
 札有之者先披^{*}之方へ落札ニ可申付候

但入札封シ候而封目ニ致印形^{*}可差出候

一 落札之上弥普請被仰付候ハ、慥^{*}成受人差出可申事

右之通三郷町中可相触候、尤惣川々^{*}浚請負候儀大造^{*}ニ

存入札不相望者可有之候間、縦令一川限又者町限之請
 負相望候もの有之候共入札可申付候条、端々末々之者
 迄も不洩様可触知者也

未閏十二月十三日

右之通相触^{*}再入札^{*}迄申付候処、猶又再々入札^{*}申付候間右
 同様相心得、入札望^{*}之者来ル八日四ツ時東御役所^{*}江罷
 出根帳^{*}二付仕様帳^{*}写取、来ル十五日東御役所へ入札可令
 持参候

右之趣三郷町中端々之者迄不洩様可触知者也

申正月四日

但宗旨頭町年寄江於物会所被仰渡候事

【安永五丁申年】一七七六年

【家質差配所】家質奥印差配所。明和四年から安永四年にかけ
 て、町人が家屋敷を担保に融資をうける際、その家質証文に
 差配所の奥印が義務づけられていた。幕府は家質差配所から
 納められた冥加金の一部で川浚をおこなった。この制度は大
 坂町人の抵抗が強く、大坂町奉行所の建議によって安永四年
 に差配所を廃止し、その冥加金に相当する額を川浚冥加金と
 いう名目で町人から徴収することとなった

【三郷】都市大坂は北組・南組・天満組に分かれた。この総称

を三郷という。ここでは三郷の各惣会所を指す

【冥加金】大坂では通常「冥加銀」と表記するが、ここで「冥加金」と記載された理由は不明

【両川口】安治川と木津川の河口付近

【大濠】大坂の川濠は淀川本流、市中堀川、安治川口・木津川口の両河口に分かれ、それぞれ大川濠、内川濠、両川口濠という。大濠はこの三つをすべておこなう川濠

【四ツ時】およそ午前九〜十一時

【八ツ時】およそ午後一〜三時

【西御役所】大坂西町奉行所。安永四年閏十二月は西町奉行所が当番月であった

【根帳】入札の台帳

【仕様帳】川濠の人足数、諸経費、期間を記し、入札に添付する書類

【五ツ時】およそ午前七〜九時

【入札】「いれふだ」。川濠の請負人は毎年入札で決定した

【請負銀】請負金。上方は銀貨で決済するので関東で「金」と表記するところを「銀」で表す

【願之品】請け負う大濠の規模

【歩通】度合い、割合

【直段】値段、価格

【封目】封じ目。封をした箇所

【印形】印鑑

【受人】請人。保証人

【町中】「ちようじゅう」。各町内の住人

【惣川々濠】大濠。惣川は大川・内川・両川口の総称

【大造】「たいそう」

【未】未年。安永四（一七七五）年

【閏十二月】江戸時代の暦（太陰太陽暦）では十七年に七回、閏月を置く。安永四年は十二月の後に閏十二月を置いた。閏月のある年は十三カ月となる

【相触】『大阪市史』三所収「達七三三」

【再入札】閏十二月二十五日に再触が出ている。『大阪市史』三所収「達七三四」

【再々入札】『大阪市史』三所収「達七三五」

【東御役所】大坂東町奉行所。安永五年正月は東町奉行所が当番月であった

【但】この一行は「諸用書上帳」にこの町触（惣会所触）を転記したときのメモ書きである

【宗旨頭町】宗旨組合の触頭町。道修町では、道修町一〜五丁目と古手町で宗旨組合を構成した

【年寄】町年寄。個別町の代表者。大坂の都市行政の末端を担う

【惣会所】大坂町奉行所とともに大坂の都市行政・司法を担当した。三郷（北組・南組・天満組）の各郷に惣会所が置かれた。惣御年寄や町惣代らが執務した。道修町三丁目町年寄が出向いたのは北組惣会所である

*本文書は入札触である。入札触の発給は惣会所がおこなう。

京都町触に多数みられる入札触を欠くのが大坂町触の特徴であることを横田冬彦が指摘している（『天下泰平』、講談社、二〇〇二年）。これは大坂では入札触の管轄が惣会所または町惣代であったことによると考えられる。『大阪市史』三所収「達七三五」がこの入札触である。入札の差配は札開き掛の町惣代がおこなう。

正月九日丁内、近江屋忠右衛門^{*}釣鐘上町二^{*}而家屋敷被買求候二付、右丁内方聞合有之候事

【丁内】町内。ここでは道修町三丁目をさす

【近江屋忠右衛門】道修町薬種中買仲間。朝鮮人参取調の件で、明和二年二月から町預けになっていた。この頃には町預けが解かれたものと思われる

【釣鐘上町】「つりがねかみのちよう」。町名は釣鐘屋敷があつたことに由来する。現釣鐘町一―二丁目の一部

御用始申渡義有之間、明十一日四ツ時町々年寄印判可有^{*}持参候、以上

正月十日

北組惣会所

【御用始】大坂町奉行が惣年寄に読み聞かせた「御用始御書付」（例触一・二）

【印判】印鑑

一風強吹候間火之元別而入念、裏借屋^{*}・明借屋^{*}末々迄兩人度々見廻り家別二油断無之様可仕候、此段急度可有^{*}承知候、以上

正月十二日

北組

惣年寄中

午ノ下刻

【裏借屋】「うらかしや」。表通りに面した表借屋に対し、多くは地所の背面にある零細な借家

【明借屋】空き家になっている借家

【兩人】北組では各町の夜番の定数は二名であつたようだ

【急度】必ず

【午ノ下刻】およそ午後十二時。惣会所から触を発給した時刻。時刻を記載するのは急を要する意志を表すものである

覚

一去十月方同閏十二月迄四ヶ月之間從諸国大坂御大名衆・旗元衆蔵屋敷并商人方江登り米、^{*}丁内吟味仕候処無御座候二付書付ヲ以御断申上候、以上

道修町三丁目年寄
紙屋吉右衛門*

申正月十四日
惣御年寄中

【登り米】日本各地から大坂へ搬送される米

【御断】届け出、報告

【紙屋吉右衛門】安永四年、町年寄紙屋吉右衛門が病死。紙屋次右衛門が町年寄に就任、吉右衛門の名乗りを継承した

乍恐口上*

道修町三丁目年寄病氣
二付月行司*

八幡屋久右衛門*

一天満北木幡町*大和屋喜兵衛支配借屋米屋安兵衛方*預
ケ銀出入二付、丁内辰巳屋善右衛門*并同家兄才右衛門
右兩人相手取、去未九月十三日奉願上*、同十二月十三
日対決*之上六十日切被為仰付、今日六十一日目ニ御座
候処、右出入下ニ而相濟候ニ付、願人*方濟口奉申上候、
然ル処右善右衛門方ニ願掛御座候ニ付、左ニ奉申上候
願人安堂寺町三丁目
去未十月二日願付
奈良屋利兵衛

一預ケ銀出入

相手

辰巳屋善右衛門

同十二月十八日願付

願人淡路町壺丁目

一家質利銀出入

加賀屋太右衛門

相手津村中之町上村屋

九兵衛家守*

平野屋伊兵衛

同

辰巳屋善右衛門

右式口先訴有之候ニ付、御引上ケ被為 成候

同十二月十八日願付

願人淡路町壺丁目

一家質利銀出入

加賀屋太右衛門

相手*

辰巳屋善右衛門

并五人組

年寄

右八閏十二月十八日御召被為成候処病氣ニ付御断奉申

上候、当正月廿七日対決被為仰付御座候

右之外願掛ケ無御座候、以上

安永五年申正月十五日

八幡屋

久右衛門*

御奉行様 東

右 済口願人代仁兵衛并安堂寺町三丁目奈屋利兵衛方先訴相済
候へ共、私方出入未済候二付、来ル十八日願上度旨申上候二
付、工藤小左衛門^{*}様御間届被為成候

【乍恐口上】 本文書は済口証文である

【月行司】 「がちぎようじ」。町人から月当番で選ばれた町内の代表者。町年寄を補佐・代行する。通常一名

【八幡屋久右衛門】 安永六年には道修町三丁目の会所屋敷に居住している

【北本幡町】 「きたこばたちょう」。俗称「やくわんや町」。現木幡町

【支配】 差配、管理する。この場合は大和屋喜兵衛が家守であることを示す

【預ケ銀出入】 債権を回収するための訴訟

【辰巳屋善右衛門】 道修町薬種中買仲間

【同家】 同居人

【願上】 訴訟をおこす

【対決】 本公事では被告に対して反論の機会が与えられるが、金公事の場合は、債務の高に応じて町奉行所が被告に期限内の返済を命じる

【六十日切】 六十日を期限として債務を返済すること

【下二而相済】 債務が返済され和解が成立

【願人】 原告

【済口】 和解が成立したことに。この場合は原告・被告の連名による済口証文を原告から町奉行所に提出すること。これによって一件の手続きが完了する

【願掛】 町奉行所に訴えたが先訴のため審理開始が保留される案件は、先訴の済口証文に添えて後訴の原告・被告双方連名で審理の開始を願い出る手続きがとられた。

【家質】 「かじち」「いえじち」。家屋敷を担保に融資を受けること

【利銀】 利子

【家守】 「やもり」。家主が不在の家屋敷（掛屋敷）の管理人

【先訴】 本件よりも先に町奉行所に出訴した金公事。原告が訴状を提出したとき、すでに被告が第三者から訴えられ、未解決の案件がある場合、これを先訴とよんで審理を優先させる。先訴の結審まで保留された案件は後訴という。

【御引上ケ】 訴訟の審理中断。本件は後訴として、先訴の解決後、原告の請求によって審理が開始する

【相手】 被告

【八幡屋久右衛門】 「諸事書上帳」第三冊（安永六年）をみると道修町三丁目会所屋敷に居住している。したがって町会所の家守である可能性が高い

【工藤小左衛門】 東町奉行組与力。目安役

*「願掛」「先訴」「御引上ケ」については春原源太郎「近世大坂の先訴、後訴、同日願」〔法制史研究〕第六号 一九五六年参照。

淡路町壹丁目

加賀屋太右衛門

道修町三丁目

年寄

右之者共明十九日五ツ時可罷出者也

正月十八日東番所*

【東番所】東町奉行所

乍恐病氣御断

道修町三丁目

辰巳屋善右衛門

病氣ニ付代利兵衛

一淡路町壹丁目加賀屋太右衛門方々家質銀出入ニ付、私并五人組・年寄相手取、去未十二月十八日奉願上、同閏十二月十八日御召被為成候処、病氣ニ御座候ニ付此

段御断奉申上、今日御召被為成奉畏候、然ル処未病氣ニ付乍恐書付ヲ以御断奉申上候、以上

安永五年申正月廿七日

代利兵衛

五人組

年寄

願人代 安兵衛

御奉行様 東*

【御奉行様 東】大坂東町奉行室賀山城守正之

火罪之者有之間、壹町ニ柴一把、壹役ニ薪壹本宛、明朝日六ツ時* * *鷹田御仕置場へ丁代致持参候様被仰渡候、此旨承知可有之候、以上

申正月晦日*

北組惣会所*

【火罪】火あぶりの刑。放火犯に科す

【役】公役賦課の単位。おおむね家屋敷の間口に依じて役数が定められる。道修町三丁目は無役を除き四〇役一步

【六ツ時】およそ午後五時から七時

【鷹田】「とびた」。大坂七墓の一。刑場でもあった

【丁代】町代。町会所に住んで町内の雑務を引き受ける雇人

【晦旦】その月の最終日。大の月は三十日、小の月は二十九日

【北組惣会所】平野町三丁目に所在

* 「薪八町中老役ニ老本ツ、柴ハ老町より老束ツ、町代差
添場所へ持参候様三郷町中江為触置、其場へ為受取」という
『御除日并御仕置心得覚書』の内容と一致する。町代が持参
した薪・柴は町惣代と若き者が受け取った。

申渡義有之間、明三日四ツ時町々年寄印判可有持参候、
以上

二月二日

北組惣会所

乍恐口上

道修町三丁目

年寄

一他町持^{*}天満小嶋町二住宅粹屋三五郎家屋敷老ケ所持
仕候処、此度右掛屋敷^{*}へ引越住宅直判^{*}相勤申候、尤統
借屋之分是迄代印^{*}家守相勤罷在候、右三五郎借屋小西
仁右衛門家守相勤させ申度奉存候
右之通三ヶ條御改之証文^{*}ニ脇書^{*}仕度、乍恐左ニ書付御覧

奉申上候、以上

安永五年申二月四日

紙屋

吉右衛門

御奉行様^{*}

杉浦林左衛門様御聞届

他町持

家主粹屋三五郎八天満小嶋町二住宅

代印家守丁内右三五郎借屋小西

仁左衛門□

二月

○

家主三五郎

引移住宅直判、

借屋之分家守

是迄之通

【他町持】大坂三郷の住人であるが道修町三丁目には居住して
いない者が家主であること

【掛屋敷】「かけやしき」。貸家として所有する家屋敷

【直判】「じきはん」。公的書類に戸主本人が捺印すること

【代印】直判に対して、家守など代理の者が捺印すること

【三ヶ條御改之証文】宗旨巻。吉利支丹禁止など三カ条の前書
を付けた。

【脇書】宗旨巻に記載された小西仁左衛門の記載の奥に追記するごと

【御奉行様】大坂西町奉行京極伊予守高主

【杉浦林左衛門】西町奉行組与力。寺社方か

【家主】家屋敷の所有者

【表口】間口
【安井新十郎】西町奉行組与力。地方役
町々丁代用事有之間、明十一日五ツ時印判持参可罷在候、
以上

乍恐口上

道修町三丁目

紙屋吉右衛門

申二月十日

北組惣会所

一道修町三丁目南側私居宅表口六間六寸五分、裏行式拾

間壹尺七寸三分、右之内普請仕候二付、表口式間軒下

二而溝石切、板囲ひ仕度、乍恐御願奉申上候、尤往来

二妨二相成不申様可仕候、此段御聞届被為 成下候

ハ、難有可奉存候、已上

安永五年申二月四日

紙屋吉右衛門

右之通奉願上候二付奥印仕候、以上

安永五年申二月

北組惣会所

月行司

道修町三丁目

八幡屋久右衛門

御奉行様 安井新十郎様御聞届

【南側】道修町は東西に展開する街路である。両側町の家並みは街路の北側と南側に二分される

右ハ於北組惣会所川崎屋次左衛門様右御差紙御渡被成、
尤毎年二月・五月・十月三ヶ度二割付上納被仰付候、其

段丁人へ申達候様、猶又旧冬割付候銀高とハ売券銀壹*
目二付凡三毛程ツ、違仕候趣被仰渡、則御受印仕候事

【川浚冥加金】大浚の浚漂工事に要する経費を大坂市中の町人が負担したもの。安永四年以後、大坂町人の公役のひとつとなった

【川崎屋次左衛門】北組惣年寄

【差紙】召喚状

【売券銀】川浚冥加金は各町の家屋敷売券に記載された金額に
応じて賦課された

【銀壹貫目】銀千匁（目）

【毛】銀貨の単位は匁以下、分・厘・毛とつづく

【御受印】御請印。川浚冥加金の決定通知を了解したことを示す書類（請書）に町代が署名捺印して提出したことを示す

乍恐済口*

道修町三丁目伏見屋

善兵衛支配借屋小西左兵衛

一 道修町四丁目野間屋四郎兵衛支配借家紀伊国屋孫兵衛
方へ黄耆*売代銀壹*百三拾壹匁七分五リ相滞候二付、

去未十月十八日奉願上、同閏十二月十八日対決之上、
六十日切可相済旨被為仰付、未御日切中二御座候処、
御威光ヲ以右銀子不残請取出入相済難有奉存候、乍恐

書付ヲ以済口御断奉申上候、尤右孫兵衛方二願掛・後
訴等無御座候、以上

安永五年申二月十七日

小西作兵衛

御奉行様 西

【乍恐済口】済口証文

【黄耆】「おうぎ」。マメ科多年草キバナオウギの根を薬種に用
いる。強壯・利水・止汗・排膿作用がある

【銀子】お金。貨幣

【済口御断】済口証文を提出すること

【後訴】本件が受理された後、紀伊国屋孫兵衛を被告とする訴
え

乍恐返答

道修町三丁目

辰巳屋

善右衛門

病氣二付代才右衛門

并五人組

年寄

一 淡路町壹丁目加賀屋太右衛門方私居家屋敷壹ヶ所
家質銀四拾五貫目返済相滞、去未十二月十八日私并五

人組・年寄相手取奉願上、今日対決被為 仰付奉畏候、然ル処病氣ニ付乍恐代人ヲ以返答奉申上候、右太右衛門方奉願上候通、家質銀高相滞候処相違無御座候得共、私義近比身上不如意ニ而銀子調達難仕候、何卒今暫相待呉候様被為仰付被下候ハ、御慈悲難有可奉存候、已上

安永五年申二月十八日

善右衛門
代十郎兵衛

五人組 近江屋忠右衛門
同 浅井 玄郁*
同 平野屋左兵衛
同 烏養屋忠兵衛*
年寄 紙屋吉右衛門

御奉行様 西百五十日切

【代人】 代理人

【近比】 「ちかごろ」。近頃

【身上不如意】 家業の経営が不振

【何卒】 「なにとぞ」

【浅井玄郁】 医師

【烏養屋忠兵衛】 道修町薬種中買仲間

乍恐返答*

津村中之町上村屋
九兵衛家守平野屋

伊兵衛

病氣ニ付代甚蔵

道修町三丁目辰巳屋

善右衛門

病氣ニ付代十郎兵衛

一淡路町壱丁目加賀屋太右衛門方辰巳屋善右衛門家質利銀壹貫三百五拾九匁四分八厘相滞、利銀請負人平野屋伊兵衛兩人相手取、先月廿一日奉願上、今日御召被為成奉畏、乍恐代人ヲ以返答奉申上候、右家質利銀相滞候処相違無御座候得共、置主善右衛門義近比身上不如意ニ而銀子調達難仕候、何卒今暫相待呉候様被為仰付被下候ハ、御慈悲難有可奉存候、以上

伊兵衛

代甚蔵

安永五年申二月十五日

御奉行様

西六十日切*

善右衛門
代重郎兵衛*

この町触は惣会所に個別町の町年寄を集めて交付し、その場
で町年寄から請書を取ったことが、本史料から確認できる。

【乍恐返答】 対決日に相手（被告）が提出する陳述書

【利銀請負人】 利子支払いの保証人

【置主】 家質置主。債務者

【重郎兵衛】 本文前の署名にある十郎兵衛と同じ。江戸時代は

発音が同じであれば、同一人物を異なる文字で表記しても問

題は生じなかった

【六十日切】 六十日以内の返済命令

申渡義有之間、明十八日四ツ時町々年寄印判可有持参候、

以上

二月十七日

北組惣会所

右ハ円満院御門跡*御貸付*

【円満院御門跡】 近江国大津に所在する天台系門跡寺院

【御貸付】 ここでは名目銀のこと

*二月十八日付で円満院御門跡貸付金を差配する支配人を公
募する町触が出た（『大阪市史 第三』所収 触二九二九）。

覚

一去未十一月の当正月迄三ヶ月之間、拾壹品荷物廻船会

所へ書出候外、他所・他国舟二而江戸江致直積*候分丁

上 内吟味仕候処無御座候二付、書付ヲ以御断申上候、以

上

申

二月廿二日

道修町三丁目行司
八幡屋久右衛門
年寄

紙屋吉右衛門

北組

惣御年寄中

【拾壹品荷物】 大坂から江戸に送る日常必需品。米・油・酒・
醬油・酢・薪・魚油・塩・味噌・練綿・木綿をさす。三カ月
ごとに数量を調査し大坂町奉行所に報告することが惣年寄の
職務であった。

【廻船会所】 海船を監督する民間の役所

【直積】 大坂を経由せず、地方から江戸に直接輸送する商品

【書付】書類。文書

覚

一家数貳拾九軒

一役数^{*}四拾貳役壹分

年寄屋敷

内貳役無役^{*}

会所屋敷^{*}

残而四拾役壹分

一惣竈数百六軒

十六軒家持

内

九十軒借屋

右之通相違無御座候ニ付書付差上申候、以上

道修町三丁目年寄

申二月廿二日

紙屋吉右衛門

北組

惣御年寄中

【役数】家屋敷には公役や町役が賦課された。道修町三丁目の役数は四十二一役であった

【無役】公役や町役を免除された家屋敷。無役屋敷

【会所】町会所。大坂には個別町ごとに町内の公的業務を代行する会所があった

【竈数】世帯数

乍恐口上

一今橋式丁目大和屋久左衛門借屋河内屋清左衛門方へ菓

種売掛銀百三拾五匁八分五厘相滞候ニ付、先月廿七日

奉願上候処御威光ヲ以対談仕、右出入下二而相濟難有^{*}

奉存候、依之右御願御下ケ被為成下候様乍恐書付ヲ以

御願奉申上候、尤相手方願掛・後訴等無御座候、以上

安永五年申三月四日

近江屋重右衛門

御奉行様 東

【下二而相濟】和解が成立

【御願御下ケ】訴えを取り下げること

道修町三丁目

播磨屋利兵衛

并家主

年寄

右之者共明十五日五ツ時半可罷出候、尤當時丁内ニ住居不致候ハ、先々江致通達可罷出者也

申三月十四日 東番所

右利兵衛義丑年九月天満鈴鹿町姫路屋平七借家池田屋久兵衛方へ引取候ニ付、鈴鹿町へ其段申遣候、左之通御断申上候

【丑年】明和六年

【天満鈴鹿町】天満郷に所在する「すずかまち」。北野天満宮の北辺

乍恐口上

道修町三丁目上田

三郎左衛門家守若狭屋

惣兵衛

一私支配借屋ニ罷在候播磨屋利兵衛義、今日御召被為成家主・年寄差添罷出候様被為仰付候処、右利兵衛義八ヶ年以前丑九月天満鈴鹿町姫路屋平七借屋池田屋久兵衛方へ引取申候ニ付、此段右丁内へ通達仕候ニ付、乍

恐書付ヲ以御断奉申上候、以上

若狭屋惣兵衛

安永五年酉三月十五日

年寄

紙屋吉右衛門

御奉行様

右ハ東目安方ニ而工藤小左衛門様先町へ通達仕、其丁方有無申出候哉与御尋ニ付、其段通達置候趣御答申上相済罷歸り候、尤天満鈴鹿町へ尚又其趣申遣事、御尋之儀ハ丁内若狭屋吉兵衛親差兵衛他丁へ別家仕候処相果、右死跡方利兵衛相手取預ケ銀出入願上候事

【東目安方】東町奉行所の目安方役所。訴状の形式を審査する

【別家】ここでは所帯を別にすること。通常は、主家に許されて独立した親族または元奉公人の店のこと

御役者幸清次郎勸進能興行番組之内石橋有之、依之格別物入多、増量之儀被願上、御糺之上先年今春三郎左衛門興行之節形も有之、三郷ニ而五拾量、北組ニ而式拾三量増量可被仰付候間、此旨通達可仕旨被仰渡候、右御組合丁々へ御通達可被成候、已上

申三月廿二日

勘定年番町

能場量割申付候間、明廿三日四ツ時丁代可罷出候、以上

三月廿二日

北組惣会所

御月番江川庄左衛門様鬮取之儀被仰渡、尚又此度増量之

儀申付候得共、今年ニ限候事ニ候間、此段承知仕候様被

仰渡候、丁内量ほノ十五、増量わノ十一、組合丁内伏見

町・呉服町・七郎右衛門町壱丁目四丁ニ而壹量代金壱兩

三步、四丁ニ割廿壹匁宛、量札請取所南久宝寺町五丁目

野村屋伝兵衛廿四日ニ引替ル

【御役者】幕府お抱えの能役者

【勸進能興行】御役者は一代に一度だけ、勸進能を興行することとを許可されていた

【増量】客席数を増やすこと

大坂表ハ江戸表江積送り候諸代口物近年高直ニ相成、右

者諸仕入金等口入筋不調ニ付金銀貸借口入調安仕度、証

文銀書之処願人方ニ而相認、右銀高書を口入切手与名付

ケ口入致度候儀、六ヶ年之間御免被成下候ハ、仕入金等

調達宜諸代口物数多売買致、并口入調安相成御大名方御

用向承り候者共も手配り勝手宜相成、あくまでも御用相

調候ニ付、右口入切手認候口銭^{*}を冥加金上納致度旨願人

有之、尤仕様帳別紙有之候、右願之通被仰付候而も差支

ハ無之哉、有無答否之儀可申出候

【口入】「くちいれ」。債務の仲介または債務の保証を請け負うこと

【願人】金銀貸借口入会所（口入切手による借銀の斡旋業）を申請した者

【口銭】手数料

【仕様帳】金銀貸借口入会所の運用を記したものの

口入切手証文之形

認出候

切手

請人方ニ而
継候別紙

| | | | | | | | |
|-----|------|-------|-------------------------------|------|-----|----|-----|
| 何之借 | 何之何月 | 金銀何程也 | 右切手金高之通借用実正也、文言者 勝手次第相認可申候 | 年号月日 | 借り主 | 請人 | 金主宛 |
|-----|------|-------|-------------------------------|------|-----|----|-----|

仕様書

金銀貸出候節之錢高相認、印形・割判等も仕、口入切手
 与称シ、借り主方ニ而別紙を継、証文之文言者勝手次第
 相認貸借致候様仕可申候、依之返済方一滞有之候節者願
 人方へ引受取拵相片付候様可仕候、縦令内済難相調義出
 来仕出訴仕候共、願人共方御願可申上奉願上候、左候
 ハ、御大名様方御勝手向等に御口入仕候義も銀主共済方
 之処安心仕、口入調安可有御座難有奉存候、併銀主共直
 訴申上候儀者勝手次第奉願上候

一 右切手附ニ仕願人共へ貸借之名前頭候を嫌候者之儀者、

其趣ニ而口入人者へ切手相渡シ可申候

一 歩銀^{*}限月之儀貸借之者勝手次第、勿論右之切手付望不

申口入貸借仕候者ニ決而相構不申候、右之通切手之儀

蒙 御免候而、銀主共得心為仕口入仕候ハ、御大名様

方御勝手向并諸国産物仕入前貸・田畑家質・米切手・

諸代口物書入・無質之小貸金等迄、貸借証文を右切

手付二口入可仕候、銀高凡式万貫目者可有御座奉存候、

右口錢ヲ以為冥加金千両上納可仕、勿論口錢之儀ハ相

対ニ而高下も可有之御座候得共、大数致来候通り銀高

拾貫目以上者毫メ目ニ付拾匁宛、拾貫目以下者銀高二

応シ口入料を取可申候得共、何れにも百歩一之積りニ

而、右之内三步通り冥加金ニ仕候ハ、其余者口入仕

候者共諸徳^{*}ニ罷成候、畢竟貸金銀不通達ニ御座候義

者全返済滞候義を迷惑仕候故、銀主共貸シ出兼候得共、

返済不滞申候様銀主方繰替々口入仕替候ハ、乍恐御大

名様方始一統借用方相調安罷成可申難有奉存候

右之通蒙 御免口入仕候而隠シ有之候金銀をも引立、

口入仕候上者歩銀無滞相済候、慥成引当於有之者貸延

二も仕候趣之金銀口入二仕、御大名様方御勝手向等ニ

為御用立、其上元銀共行済ニも相成候様御相对仕候

ハ、御勝手ニ罷成、随分無滞右切手証文一統流行可仕

乍恐奉存候、何分願之通被仰付被下候様偏御慈悲奉願

上候、已上

申三月

右願之通被仰付候而も差支無之哉、有無共来ル十四日御

答書差出候様被仰付候、此段御承知之上借屋中へ家
主・家守中の不洩様可被仰聞候、以上

三月十一日

年寄

【内済】町奉行所での対決の前に和解すること

【歩銀】利子

【限月】「きりづき」。返済期限

【諸徳】所得の宛字。利益、収入

【引当】抵当、担保

当月十日申聞候江戸丁人相願候金銀貸借口入会所之儀
少々願人心得違有之、願直相改仕様書差上候而、右相改
候仕様書之趣ヲ以町々差支有無相糺、来ル四月三日迄ニ
宗旨組合連印ニ而返答書差出可申候事

但先達而差出町々答書ハ右願直候故差戻候、相改差支
有無可被申出候

仕様書

一 此度奉願候通御聞届被為 成、御触書御差出被為 成
下候ハ、為御冥加、初年ハ金千兩上納仕、翌年の永々

壹ヶ年金五百兩宛十二月上納仕、残御冥加金之儀ハ每
年右同月迄加入金銀貸附高二応銀壹貫目ニ付口銭銀之
内五分宛上納可仕候

譬ハ貸附銀五千貫目有之時

此口銀五拾貫目、但シ壹ヶ月ニ付拾匁

内

三拾貫目 定之御冥加金奉上納

拾貫目 貸附高二応シ候御冥加金奉上納

拾貫目 是ハ会所紙筆墨・手代
給銀・諸雑用・願人共徳用*

右御冥加金之儀最初奉願上候者毎年千兩宛可奉上納旨
申上候得共、御触出被為 成下候上年々加入貸附多可
相成与奉存候、左候ハ、口銭等夫レニ准相増可申与奉
存候ニ付、右之通定候ハ、御冥加金之外貸附高二応上
納仕度奉存候事

一 右奉蒙御免候ハ、勝手宜地面借受、会所建置、会所目
印ニ表ニ左之通掛ケ板差出度奉願上候事*

御
金銀貸附加入会所
免

一 訴状ニ茂申上候通御当地并撰河御支配百性・丁人等方
加入銀差出度望之者并借受度望之者ハ会所へ罷越、相
対次第可仕候、右望者ハ一切於会所相構不申候事

一 諸向より会所江加入仕候金銀貸出候証文者是又訴状ニ
も申上候通、会所為証拠銀高書之所計於会所ニ相認文
言之所与右銀高書之所与繼合繼手ニ会所押切印仕、右
証文者加入銀主へ相渡置候共、又ハ私共手前ニ差置候
共、銀主望之通ニ可仕候、然ル上ハ借用之者返済相滞
らせ候砌ハ、私共方願申上候共又ハ銀主方願上候共、
銀主心任ニ可仕候

右奉願候節ハ早速借方之者被召出、済方被為 仰付被
下候様奉願候、則証文銀高書・口繼印仕方左之通ニ御
座候

何請証文之事

元銀何拾貫目

押切

右之銀、
、
、

押切

年号月

借り主

宛所

受人

加入銀貸附為証拠、此通り銀高之所計会所ニ而認、繼
合押切文言ハ銀主望之通為認可申事

一 訴状ニ茂申上候通、元立金・加入銀共貸附方之儀者銀
主与熟談之上、御大名様方御勝手向并諸国産物仕入前
貸・田畑家質并書入・米切手・諸代口物書入・無質之
貸借ニ至迄、忝目より以下ハ貸出不申候事
但元立金銀貸附歩合之儀者引当無之候者

拾貫目以上ハ 壹貫目二付一ヶ月 八朱*

拾貫目以下ハ 壹貫目二付一ヶ月 一歩

無質之貸附ハ 壹メ目ハ拾貫目迄

壹ヶ月 壹歩五朱

拾貫目以上ハ 壹ヶ月 壹歩三朱

家質并書入 四朱ハ五朱

右ハ於会所大用極置、^(帳)其外加入銀主勝手次第之歩合ニ

も貸附可申事

一 証文限月之儀ハ先ツ六ヶ月限ニ立置、其余ハ借り方望

次第二も仕、歩合無滯差出借り方慥ニ相見え候ハ、限

月ニ打返シ^{*}貸附可申積、自然借り受居候者之銀主より

極之限月ニ至り返済いたし候様申之、借方打返シニ致

呉候様申候者有之ハ、随分外江銀主繰替貸付不差支様

口入可仕候、尤限月之儀於会所ニ右之通極置候得共、

是以銀主望次第二も可仕事

一 加入銀貸附口銭之儀高下も可有御座候得共、大数世上

仕来之通銀高拾貫目以上ハ壹メ目二付拾匁、拾メ目以

下ハ銀高二匁、口銭取可申候事

一 貸附金、私共手金同前之元立金凡壹万兩余并貸附慥ニ

加入可仕内談之金高壹万五千兩余、都合式万五千兩余*

金主御座候、右金主名前頭候儀難渋ニ存候ニ付、不殘

私共手前引受世話致遺積ニ御座候、其外追々加入銀主

御座候とも無滯貸附可申候

右凡貸附金式万五千兩余有之、銀ニ直千五百メ目余

口銭壹メ目二付拾匁

此口銭拾五貫目余

但壹ケ様之内証文仕替候儀も有之候ニ付

右口銭凡三拾貫目余

右之通御聞濟被為成下、御触書御差出被為 成、此節方

追々加入銀差出度望之者、借り受度望之者へ貸附候ハ、

借受候者ハおれそれ之言葉遣ひ世話ケ間敷義無之、銀主

方も同様掛合・聞合等無之様、入銀さへ^(聖)会所へ差出候

ハ、無滯引受致世話、双方共勝手宜罷成候ニ付、是迄諸

向埋御座候貯金銀追々持出、加入銀ニ貸出候様ニ相成、

貸附自由仕、広太之御慈悲難有奉存候

右奉申上候通相違無御座候、以上

安永五年申三月

願人宇右衛門印

源兵衛印

【都合】合計

【五分】 五%

【譬ハ】 「たとえば」

【徳用】 得用。収入

【会所】 事務所

【掛ケ板】 看板

【訴状】 相手不在の願書。ここでは金銀貸付加入会所設立の申請書

【撰河御支配】 撰河支配国。撰津国と河内国では個別領主の権限をこえて、広域行政権・裁判権について大坂町奉行所が管轄した

【証扱銀】 信用金、保証金

【継合継手】 二枚の紙の継ぎ目

【押切印】 割印

【手前】 手元

【口継印】 二枚の紙の継ぎ目に押す割印

【押切文言】 融資者と借り手が交わす契約書の文面

【元立金】 元建銀。基金、資本金

【加入銀】 出資銀

【歩合】 利子

【八朱】 千分の八

【打返し】 借用証文の書き替え

申渡義有之間、明廿九日五ツ時丁々年寄印判可有持参候、以上

三月廿八日

北組惣会所

日光山 御社参^{*}二付、御仕置被仰付候者御赦免願出候様被仰渡候

【日光山御社参】 徳川家康の命日である四月十七日を期して、將軍が日光東照宮を参詣する行事

【訳 文】

〔表紙〕

安永五丁申年正月

〔朱書〕

諸用書上帳

┌

一つ、大坂家質差配所の廃止にともない、三郷から納付した冥加金を財源に、淀川筋から市中の堀川、安治川・木津川の両河口まで川底の土砂を浚渫するよう大坂町奉行所から命じられた。そこで大濠の請負希望者は、今月十六日の四つ時から八つ時までの間に、西町奉行所に行き請負台帳に記入のうえ仕様帳を写しとり、同月二十二日五つ時に入札いれだを持参しなさい。請負銀は請負の規模によって審査をおこない、月払い、日払いまたは出来高においての支払いをするので、このことを理解して入札しなさい。また、入札に書き込みや

別紙の挿入、不正な入札がみつかった場合は検討のうえ該当の入札を除外する。万一同額の入札があった場合は先に札を開いた方へ落札する。

なお、入札の封じ目に印鑑を押し提出すること。

一つ、落札によって川浚工事を指示されたときは身元の

確かな保証人を立てること。

右のように三郷の各町に触れ知らせなさい。なお、全河川の川浚の請け負いは大工事だと考えて入札への参加を希望しない者がいる。そこでたとえ一河川に限定した、または一町に限定した請け負い工事でも、希望者があれば入札に参加させるので、町内全員に触れ知らせなさい。

未年閏十二月十三日

右のように再入札まで触れ知らせたが、今回の町触は三度目の入札なのでこのことを理解しなさい。入札希望者は来たる八日四つ時に東町奉行所へ出向き、入札台帳に記入し、仕様帳の内容を写し取り、来たる十五日に東町奉行所まで入札を持参しなさい。

右の趣旨を三郷各町全員に洩れなく触れ知らせなさい。

申年正月四日

なお、これは北組惣会所において惣年寄が宗旨頭町
町年寄へ命じた町触である。

正月九日、町内の近江屋忠右衛門が釣鐘上町に家屋敷を
買い求めたので、事実確認のため右の町内に照会した。

御用始めの御書き付けを読み聞かせるので、明日十一日
四つ時に各町の町年寄は印鑑持参で集まりなさい。以上。

正月十日

北組惣会所

一つ、風が強く吹いているので、火元の注意にはとりわ
け念を入れ、裏借家や空借家までもれなく二名の番人
が何度も見廻り、また各家でも油断のないようにしな

さい。このことを間違ひなく理解しなさい。以上。

正月十二日

午の下刻

北組惣年寄中

覚

一つ、去年十月から閏十二月までの四カ月の間に全国か
ら大坂の御大名衆蔵屋敷と商人方へ廻送された米につ
いて、町内で確認しましたところ該当するものがあり
ませんでした。このことを書面で報告します。以上で
す。

申年正月十四日

惣御年寄中

道修町三丁目町年寄

紙屋吉右衛門

おそれながら口上

道修町三丁目町年寄が病気のため

月行司 八幡屋久右衛門

九兵衛名義の家の家守

一つ、天満北木幡町にある大和屋喜兵衛が家守として管

平野屋伊兵衛

理する借家の住人米屋安兵衛方が、町内辰巳屋善右衛

同 辰巳屋善右衛門

門と同居人の兄才右衛門の兩人を相手どり、昨年九月

右二件は先訴がありましたので審理中止とされました。

十三日、大坂町奉行所に債権回収の訴訟を願い出まし

去年十二月十八日提出の訴状

一つ、家質利銀出入 原告 淡路町一丁目

た。同じ年の十二月十三日、町奉行所が双方を呼び出

加賀屋太右衛門

し、辰巳屋に対して六十日期限の返済命令を出されま

被告 辰巳屋善右衛門

した。本日は六十一日目になります。この訴訟は和解

及び五人組

が成立しましたので、原告から濟口証文を提出しまし

町年寄

ところ、辰巳屋善右衛門に対しては本件以外にも未処

理の訴えがあります。それを以下に申し上げます。

原告 安堂寺町三丁目

去年十月二日提出の訴状

奈良屋利兵衛

一つ、預け銀出入

被告

辰巳屋善右衛門

以上です。

安永五年申正月十五日

八幡屋久右衛門

去年十二月十八日提出の訴状

一つ、家質利銀出入

原告 淡路町一丁目

御奉行様 東

加賀屋太右衛門

被告 津村中之町上村屋

原告代理人仁兵衛と安堂寺町三丁目奈良屋利兵衛から濟口証文が提出され先訴は解決しました。しかし私共の訴訟は未解決

です。そこで今月十八日に訴状を提出したい旨、町奉行所へ
申し上げました。このことは、東町奉行組与力目安役の工藤
小左衛門様が受理されました。

淡路町一丁目 加賀屋太右衛門

道修町三丁目 町年寄

右の者は明日十九日五つ時に出頭しなさい。

正月十八日 東町奉行所

おそれながら病氣届

道修町三丁目 辰巳屋善右衛門

病氣のため代理利兵衛

一つ、淡路町一丁目加賀屋太右衛門方が私および五人
組・町年寄を相手どり、去年十二月十八日に家質銀返
済の訴えを起しました。同年閏十二月十八日が出頭
の予定日でしたが病氣のため届を提出します。本日の
出頭命令は承知しております。しかしまだ病が回復し
ておりません。恐れ多いことではありますが、文書で

病氣届を提出します。以上です。

安永五年正月二十七日

代理

利兵衛

五人組

町年寄

原告代理

安兵衛

御奉行様 東

火あぶりの刑を執行するので、各町ごとに柴一把、一役
につき薪一本ずつを、明日朔日六つ時に鳶田刑場まで町
代が持参するよう命じられた。このことを承知しなさい。
以上。

申年正月晦日

北組惣会所

伝達事項があるので、明日三四つ時に各町の町年寄は
印鑑持参で集まりなさい。

二月二日

北組惣会所

おそれながら口上

道修町三丁目 町年寄

一つ、天満小嶋町に居住する絳屋三五郎が町内に家屋敷を一カ所所有しています。この度絳屋が町内に転居しこの家屋敷を住まいとし、直判を据えることになりました。この家屋敷には棟続きの借家があります。こちらには従来通り家守が代印を勤めます。この家守は借家に住む小西仁右衛門に勤めさせたいと存じます。

右の通りですので、「三ヶ条御改の証文」(宗旨巻)に転居と直判の覚書を追記したいので、恐れ多いことではありますが、以下のような文言を追記することをご了解ください。以上です。

安永五申二月四日

紙屋吉右衛門

御奉行様

寺社方与力の杉浦林左衛門様が受理された

他町持

家主絳屋三五郎は天満小嶋町に住居

代印は家守、町内にある三五郎名義の借家に居住

小西仁左衛門□

二月

○

家主三五郎が引移し、住宅・直判。借家の分は家守が是迄通り代印を勤める

おそれながら口上

道修町三丁目 紙屋吉右衛門

一つ、道修町三丁目南側にある私の居宅は表口が六間六寸五分、裏行が二十一間一尺七寸三分。この度表口の軒下二間に石囲いの溝を切り板囲をする工事をしたので恐れ入りますがお願い申し上げます。もちろん、通行の妨げにならないよう致します。この件をご認可いただけましたらありがたく存じます。以上です。

安永五年二月四日

紙屋吉右衛門

右の通り、申請がありましたので奥印をします。以上です

月行司 八幡屋久右衛門

御奉行様 西町奉行所地方役安井新十郎様が受理

各町の町代に用件があるので、明日十一日五つ時に印鑑持参で集まりなさい。以上。

申二月十日

北組惣会所

覚

一つ、金十両三歩 銀六匁一分

右は今年正月から四月迄の川浚冥加金月割り金額三千三百十両のうち道修町三丁目の分担額である。来る十四日五つ時に町代が持参すること。以上

安永五年二月

北組惣会所

道修町三丁目

右は北組惣会所において惣年寄川崎屋次左衛門様から渡された御差紙である。その際、川浚冥加金は毎年二月・

五月・十月の三回に分けて上納するよう指示された。このことを町内の町人へ伝えるよう、また昨年冬の冬に割り付けた金額とは家屋敷売券の金額である銀一貫目につきおよそ三毛ほどずつ違いがあるとの御達しがあつた。この御達しについて請書に捺印して提出した。

おそれながら済口

道修町三丁目伏見屋善兵衛が家守として管理する借家の住人

小西左兵衛

一つ、黄耆の売却代銀一貫百三十一匁七分五厘が未払いとなり、道修町四丁目にある野間屋四郎兵衛が家守を勤める借家の住人紀伊国屋孫兵衛を相手取り、去年十月十八日に訴訟をおこしました。同年閏十二月十八日に町奉行所で審理され、六十日以内の返済指示をお命じいただきました。まだ期限はきておりませんが、御威光によって未払い銀全額を受け取り訴訟は解決し、ありがたく存じております。そこでおそれながら、済

口証文を提出します。ちなみに被告孫兵衛に対して他の訴訟はありません。以上です。

安永五年二月十七日

小西作兵衛

御奉行様 西

おそれながら返答申し上げます

道修町三丁目

辰巳屋善右衛門

病気のため代理才右衛門

及び 五人組

町年寄

一つ、居宅家屋敷一カ所を担保に借用した家質銀四十五貫目を滞納した件で、去年十二月十八日に淡路町一丁目の加賀屋太右衛門が私と五人組・町年寄を相手どり訴訟をおこしました。本日が出頭日であると命じられ御受けしておりました。しかしながら本日は病気のため恐れ多いことですが代理人を出頭させ返答をおこな

います。家質の返済については原告太右衛門の訴え通りの金額が滞っています。しかしながら最近、私の店は経営が苦しく資金の調達が困難です。どうか今しばらく返済の猶予を原告にご指示いただけましたら、そのご配慮に感謝いたします。以上です。

安永五年二月十八日

善右衛門

代理十郎兵衛

五人組 近江屋忠右衛門

同 浅井 玄郁

同 平野屋左兵衛

同 鳥養屋忠兵衛

町年寄 紙屋吉右衛門

御奉行様 西。百五十日期限の返済命令。

おそれながら返答申し上げます

津村中之町

上村屋九兵衛名義の家の家守

平野屋伊兵衛

病気のため代理甚蔵

道修町三丁目

辰巳屋善右衛門

病気のため代理十郎兵衛

一つ、家質の利子一貫三百五十九匁四分八厘の返済を滞らせた辰巳屋善右衛門と利子返済保証人平野屋伊兵衛の兩人を相手どり、先月二十一日に淡路町一丁目の加賀屋太右衛門が訴えをおこしました。今日、呼び出しを受けていることは承知しています。申しわけありませんが本日は代理人をもって返答いたします。本件家質の返済が延滞しているのは間違ありません。しかしながら債務者の善右衛門の店は最近経営が苦しく、資金の調達が困難です。どうか今しばらく返済を待つてくれるよう原告にご指示いただけましたら、そのご配慮に感謝いたします。以上です。

安永五年二月十五日

伊兵衛

代理甚蔵

善右衛門

代理重郎兵衛

御奉行様 西町奉行所。六十日期限の返済命令。

伝えることがあるので、明日十八日四つ時に各町の町年寄は印鑑持参で集まりなさい。以上。

二月十七日

北組惣会所

右は円満院御門跡名義の御貸付銀の件である。

覚

一つ、去年十一月から今年正月まで三カ月間の十一品諸荷物につき町内で確認しましたところ、廻船会所へ書面で届け出たほかは、他所・他国の船で江戸に直接輸送した商品はありません。この結果を書面で報告します。以上です。

申年二月二十二日

道修町三丁目行司

八幡屋久右衛門

北組 惣御年寄中

町年寄 紙屋吉右衛門

覚

一つ、家数 二十九軒

一つ、役数 四十二役一分

内 二役無役 町年寄屋敷
町会所屋敷

残り四十役一分

一 総竈数百六軒

内 十六軒 家持
九十軒 借家

右のとおり間違いありませんので書面で提出します。以上です。

申年二月二十二日

道修町三丁目町年寄

紙屋吉右衛門

北組 惣御年寄中

おそれながら口上

一つ、今橋二丁目にある大和屋久左衛門名義の借家に住む河内屋清左衛門に葉種を掛け売りした代銀百三十五匁八分五厘が未払いになっていますので、先月二十七日に願い上げましたところ、御上の御威光によって交渉をおこない、おかげをもちまして本件は当事者同士で和解しました。これにより本件の訴えを取り下げたく、文書でお願い申し上げます。ちなみに相手方には現在係争中の願い掛けや後訴などはありません。以上です。

安永五年三月四日

近江屋重右衛門

御奉行様 東

道修町三丁目

播磨屋利兵衛

並びに 家主

町年寄

右の者は明日十五日五つ時半に出頭しなさい。ただし現在町内に居住していない場合は、転居先へ通達し出頭させなさい。

申年三月十四日 東町奉行所

利兵衛は八年以前の丑年九月に天満郷の鈴鹿町にある姫路屋平七名義の借家主人池田屋久兵衛方に引き取られましたので、鈴鹿町へ出頭の件を伝えました。このことを報告します。

おそれながら口上

道修町三丁目

上田三郎左衛門名義の借家
家守 若狭屋惣兵衛

一つ、私が管理する借家に住む播磨屋利兵衛が今日呼び出しを受けました。家主と町年寄が付き添い出頭するよう命じられました。しかし利兵衛は八年以前の丑年九月に天満郷の鈴鹿町にある姫路屋平七名義の借家住

人池田屋久兵衛方に引き取られています。呼び出しの件は鈴鹿町へ通達しましたので、おそれながら文書でご報告します。以上です。

安永五年 三月十五日

若狭屋惣兵衛

町年寄 紙屋吉右衛門

御奉行様

右は東町奉行所目安方役所で工藤小左衛門様が「転居先の町へは知らせたか。その町から回答はあったか」とお尋ねがあり、その件は先方へ知らせておきましたとお答えして帰ってきました。このことも天満郷の鈴鹿町へ知らせてやった。町奉行所からの照会の内容は、町内の若狭屋吉兵衛の親差兵衛が他町へ別家し死亡した後、利兵衛を相手取り、債権に関わる係争を町奉行所に願ひ出たことである。

幕府お抱え能役者幸清次郎が興行する演目のなかに石橋がある。そのため特別に経費がかかるので、観客席の増

加が申請された。町奉行所は先例をお調べになり、金春三郎左衛門が興行した時の例もあるので、三郷に五十畳分、うち北組には二十三畳分の増席をお命じになり、このことを三郷に通達するよう指示された。これにより、本件を勘定組合の町々に通達しなさい。以上。

申年三月二十三日

勘定年番町

能会場の席割を申し付けるので、町代は明二十三日四つ時に惣会所へ集まりなさい。以上。

三月二十三日

北組惣会所

御月番惣年寄江川庄左衛門様から席を決めるための籤取りが指示された。さらに今回、席数の増加も指示された。今年限りのことなので今回の増席を承知するよう命じられた。町内の席番は「ほノ十五」、増席は「わノ十一」である。同じ組合町内の伏見町・呉服町・七郎右衛門町一丁目とあわせ、四町の席代は金一兩三步である。これを四町で割ると銀二十一匁ずつである。席札引替所は南

久宝寺町五丁目野村伝兵衛方。二十四日に席札の引き換えを行う。

大坂から江戸へ船便で送る諸商品が近年高値になつてい
る。これは仕入金など融資を受ける際の保証・仲介が機能して
いないからである。そこで融資を調べ安くするため、借用証文
の借入額を今回申請した金銀貸借口入会所の願い人の方で記す。
この金額の書き付けを「口入切手」と名づけ、融資の仲介業を
おこないたい。六年間営業を許可いただければ、仕入金などの
調達が順調になり、商品の売買取引量も増え、融資の仲介も調
い安くなり、御大名方への融資に應じる者も融資へむけての
準備が順調になり、可能な限り御大名方の融資に應じるよう
になる。今回の申請者は「口入切手」を作成する手数料を冥
加金として上納したいと希望する。この制度の運用を記した
仕様書は別紙にある。この申請のとおり許可したばあい支障
はないか、許可してもよいか。その可否を回答

しなさい。

口入切手証文の様式

提出する
切手

| | |
|--|--|
| 何の借 金の何月 金銀何程也 右の切手金額の通り借用することに間 違いありません。文面は自由に作成し てよい。 年号月日 借り主 保証人 融資先宛 | 何の借 金の何月 金銀何程也 右の切手金額の通り借用することに間 違いありません。文面は自由に作成し てよい。 年号月日 借り主 保証人 融資先宛 |
|--|--|

仕様書

金銭の貸借時の金額を記載し、捺印割印も行います。これを「口入切手」と名付けます。借り主側が別紙を付けますが、その文面は自由です。これによって金銭の貸借

を行います。これにより万一返済が滞った際は本件の申請人が間に入り調停します。たとえ和解が困難で町奉行所に訴えることがあっても申請人から願ひ出ます。このようにすれば御大名方の財政向きに仲介する際も銀主（融資者）は確実に和解が実現すると安心するので、仲介契約を結びやすくありがたく存じます。もちろん貸主（債権者）が直接町奉行所に訴えるのは自由です。一つ、この口入切手を付けると申請者に貸し手と借り手も名前が知られるのを嫌う者がいる場合は、匿名で保証人へ切手を渡すようにします。

一つ、利子の返済期限月の設定はは貸借する者の自由とします。もちろんこの切手を付けることを望まず第三者の仲介による貸借を妨げることはありません。この願ひの通り「口入切手」が認可されると融資者が安心して出資するので、御大名様方の財政向きや諸国産物仕入金の前貸し、田畑証文・家質証文・米切手・諸商品の伝票・無担保の小口融資などまで、金銭の貸借証文をこの「切手付」で保証すると、その金額は約二万

貫目はあると思われます。この手数料から上納する冥加金は金千両になるでしょう。もちろん手数料は相談で決めるので一定ではありませんが、これまでどおり金額十貫目以上は銀一貫目につき十匁ずつ、十貫目以下は金額に応じ手数料を取ります。いずれにせよ額面の百分の一の見積りです。この内三割を冥加金とすれば、その残金は口入（出資）に加わった者の利益になります。つまり融資金が集まらないのは、ひとえに返済が滞ることを融資者が不安に思うため融資金を出しかねているからです。返済が滞らないよう、複数の融資者が融通しあって口入（出資）を切り替えたならば、僭越ですが御大名様方をはじめ融資金を調達しやすくなるかと存じます。

本申請が認可されましたら口入（仲介）をすることで、個人が死蔵している資金を活用できます。また口入（仲介）により利子は滞りなく返済されます。確実な抵当があれば返済期日を延長せざるをえないような金銭を口入（仲介）にし、御大名様方の財政向きに御

用立てすることができません。さらに御大名様方との話し合いで元金も完済されれば、金銭貸借も自由になり金融も円滑になり、この切手証文が社会に流行するものと僭越ながら存じます。どうか申請の内容を御認可いただけますよう、ひとえに御配慮のほどお願いいたします。以上です。

申年三月

右の申請どおり認可しても支障はないか。問題があってもなくても来たる十四日に返答書を提出せよとの御指示があつた。このことを理解して、借家人へは家主・家守洩れなく指示しなさい。以上

三月十一日

町年寄

今月十日に回答を指示していた江戸町人による金銀貸借口入会所の件は、申請人に誤解があり、書類を修正して再申請された。この仕様書修正案の内容につき、各町で支障があるかを調査し、来たる四月三日までに宗旨組合

単位で署名捺印した返答書を提出すること

但し先日提出された各町の返答書は、申請が修正されたので差し戻す。

再度差し支えの有無を報告するよう指示があった。

仕様書

一つ、今回の申請の内容を御認可いただき、町中へ触書を出していただきましたならば、その冥加（御礼）として初年は金千両を上納します。翌年からは毎年十二月に金五百両を上納します。残る冥加金は毎年十二月までの加入金額貸付高に応じて、銀一貫目につき求める手数料の5%を上納する予定です。

たとえば貸付銀が五千貫目ある場合

内

この手数料銀五十貫目。ただし一貫目につき十貫

三十貫目 規定の冥加金を上納します

十貫目 一貫付額に応じた冥加金を上納します

これは会所の紙・筆・墨・手代

十貫目

給銀・諸雑用・願人共徳用

この冥加金は最初の申請では毎年千両ずつ上納の予定と申し上げました。しかし金銀貸借口入会所を町触で町中にお知らせいただけましたならば、毎年この会所で取り扱う貸付金額が上昇すると思われれます。そうなる手数料もそれに準じて増加すると思われれます。そこで、今回の内容で申請が認められましたなら、規定の冥加金に加えて、貸付金額に応じた上納金をさしあげる予定です。

一つ、金銀貸付加入会所を御認可いただけましたならば適当な地所を借りて会所を建て、その正面に次のような看板を目印として掲げたいのでお願い申し上げます。

御 免
金銀貸付加入会所

一つ、申請書にも説明しましたように、御当地ならびに

撰河支配国の百姓・町人のうち、加入銀の出資を希望する者と融資を受けたいは会所に来て、両者の話し合いで融資話をまとめます。この希望者にたいして会所は一切干渉しません。

一つ、各方面から会所に出资された金銭を融資する際の契約書については、これも申請書でご説明しましたように、会所に対する保証金の金額の欄だけを会所で記入します。融資契約書と保証金額を記載した書類との継ぎ目に会所の押印をします。この契約書は会所への出資者が保管しても、または私どもの手元に保管しても、出資者の希望に任せます。したがって金銭の融資を受けた者が返済を滞らせたときは、私ども会所から町奉行所に訴えるとも、または出資者が訴えるとも、出資者の考えに任せます。この訴訟がおこった場合は、ただちに債務者をお呼び出しになり、返済命令をお出し下さるようお願いいたします。この契約書の金額書と継ぎ目の押印方法は以下の通りです。



右之銀、、、

年号月

宛先

借り主
保証人

会所への出資金を融資した証拠として、右のように金額の欄だけを会所で記入し、貸借契約の文面は出資者の希望どおり作成します。

一つ、申請書にも記載しましたとおり、申請者の自己資金であれ加入者の出資金であれ、融資に際しては出資者とよく相談します。御大名様方の財政・諸国の特産品を仕入れるための前貸金・田畑や家屋敷の質入およびそれを抵当とする融資・米切手や商品に関する書類を担保とする融資・無質の融資にいたるまでを貸付の

対象とします。銀一貫目以下の融資はございません。

但し申請者の自己資金を融資する際の利子は、抵当のない場合は

十貫目以上は一貫目につき一カ月 〇・八%

十貫目以下は一貫目につき一カ月 一%

無資の貸付は一貫目以上十貫目未満迄

一カ月 一・五%

十貫目以上は 一カ月 一・三%

家質と家の抵当 〇・四〜五%

これは会所での大まかな取り決めです。この規定以外でも、出資者の裁量で利率を決め、融資をおこなうことができます。

一つ、貸付契約の返済期限は当初六カ月とし、その後は債務者の希望で契約の延長を認めます。利子を滞りなく支払い、信用のできる債務者と判断される場合は、返済期限の月に再契約を結ぶ予定です。万一、債権者が期限の月に返済を求め、債務者が再契約を求めた場合には、他の出資者への切替をおこない、融資に支障

が出ないように努めます。もともと、返済期限につきましては、先ほど呈示しましたように、会所で大まかな規定はつくりませんが、出資者の希望で設定することも可能です。

一つ、各出資金を貸し付ける際の手数料には高下があるでしょうが、おおよそ社会一般の慣例のとおり、銀高が十貫目以上は一貫目につき十匁、十貫目以下は金額に応じ手数料をとる予定です。

一つ、会所の貸付金には、私どもの自己資金同様の元建金が約一万両余り。それに融資金に出資する内諾を得ているものが約一万五千両余り。合計二万五千両余りです。この出資者は名前が公表されることに難色を示しています。そこで融資についてはすべて私どもが引き受け仲介する予定です。これ以外にも後日、出資者の増加がみこまれますが、支障なく融資業務をおこないます。

右の貸付金は約二万五千両余り、銀に換算して千五百貫目余りです。

手数料 銀一貫目につき十匁

この手数料の総額は十五貫目余り

但し、契約書の書き替えもあるので

この手数料は約三十貫目余り

この仕様書のとおり申請を御認可いただき、町触を出していただき、おいおい出資希望者が借用希望者に融資をおこないましたならば、債務者は「おれそれ」の言葉遣いで遠慮をすることもなく、債権者も同様に融資相手の人物照会をする手間がなく、出資金さへ会所にだせば、会所の方で支障なく融資先を仲介し、双方とも貸し借りが容易になります。これまで諸方面に退蔵されていた貯え金が次第に持ち出され出資金として貸し出されるようになることで、大坂全体の金融は活発になります。こうした厚いご配慮に感謝申し上げます。

以上申し上げますことに相違ありません。以上です。

安永五年三月

願人 宇右衛門印

源兵衛印

伝えることがあるので、明二十九日五つ時に各町の町年寄は印鑑持参で集まりなさい。以上。

三月二十八日

北組惣会所

將軍の日光東照宮御参詣に際して死刑の判決を受けた者を対象にした恩赦が予定されているので、希望者は願いでるよう伝達された。